

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき、  
翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 定期種蓄検査の実施(畜産課)

鳥取県集落地域整備基本方針(農村整備課)

木材業者の登録(林務課)

木材業者の登録の変更(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(水産課)

建築基準法による公開による聴聞(建築課)

◇ 正 誤 平成三年三月鳥取県告示第二百四十六号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第三百五十七号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第

一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成三年度定期種蓄検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成三年五月十五日 午前十時から	鳥取市国安 東部家畜市場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成三年五月十五日 午後一時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
平成三年五月十六日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字出上 農林水産省鳥取種畜牧場	"
平成三年五月十六日 午後一時から	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"
平成三年五月十六日 午後四時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
平成三年五月十七日 午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	"

鳥取県告示第三百五十八号

集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県集落地域整備基本方針を定めたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部農村整備課及び土木部都市計画課並びに米子地方農林振興局及び米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 日本第六号	登録年月日 平成三年一月二十九日	住所又は所在地 日野郡溝口町三部六一二	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 米原 喜久重
---------------	---------------------	------------------------	-----------------------------

鳥取県告示第三百六十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次とおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び 番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
平成元年四月一日 米木第四号	境港市外江町三三九五―四 有限会社カクマル木材 代表取締役 末次 忠良	所在地	境港市芝町一五四八	境港市外江町三三九五―四	平成三年一月二十三日

鳥取県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一八〇（次の図に示す部分に限る。）  
一七〇三の八〇〇

- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八

条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出	事	項	漁業者調書の統覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所
西伯郡名和町大字御来屋九六六 灘本 雄一 西伯郡名和町大字御来屋一〇九三 大 島 禮一郎 西伯郡名和町大字御来屋二二七一二 松 田 楨 之	御来屋加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	御来屋漁業協同組合
気高郡青谷町大字青谷一九五三 長 田 喜太郎 気高郡青谷町大字青谷二〇七二 長 田 晴 信 気高郡青谷町大字青谷一九五〇 遠 藤 正 一	夏泊加入区		夏泊漁業協同組合
			期 間 平成三年四月十二日から四月二十六日まで

鳥取県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

平成三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一、 聴聞の日時及び場所

平成三年四月十七日（水）午前十時から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二十二会議室（第二庁舎五階）

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(一) 申請者

鳥取市寿町七五七

株式会社中村石油店

代表取締役 中村辰夫

(二) 建築物の位置

鳥取市賀露町二七一―一及び二七二―一

(三) 建築物の用途

店舗（ガソリンスタンド）

(四) 工事種別

新築

(五) 建築物の構造

鉄骨造二階建

(六) 建築物の面積

建築面積 三五三・〇七平方メートル

延べ面積 四〇七・四八平方メートル

二1 聴聞の日時及び場所

平成三年四月十七日(水) 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二十二会議室(第二庁舎五階)

2 事案の内容

建築基準法第八十七条第二項において準用する同法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の用途の変更の許可をしようとするものである。

(一) 申請者

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

会長理事 花本美雄

(二) 建築物の位置

鳥取市五反田町三及び三一八

(三) 建築物の用途

自動車展示場

(四) 工事種別

用途変更

(五) 建築物の構造

鉄骨造平家建

(六) 建築物の面積

建築面積 二〇〇・九八平方メートル

延べ面積 一九六・三平方メートル

正 誤

平成三年三月鳥取県告示第二百四十六号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
六	下	九	新屋、字野組	新屋字野組